

令和元年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(16日目)

令和元年6月11日(火)

午前11時00分 開 議

1 議事日程

第 1 議案第29号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

1番	松川正樹君
2番	上田誠君
3番	中村勘太郎君
4番	金元直栄君
5番	滝波登喜男君
6番	齋藤則男君
7番	奥野正司君
8番	伊藤博夫君
9番	長岡千恵子君
10番	川崎直文君
11番	酒井和美君
12番	酒井秀和君
13番	朝井征一郎君
14番	江守勲君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君

教 育 長	室 秀 典 君
消 防 長	朝 日 光 彦 君
総 務 課 長	平 林 竜 一 君
財 政 課 長	川 上 昇 司 君
総 合 政 策 課 長	歸 山 英 孝 君
会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	清 水 昭 博 君
住 民 生 活 課 長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	森 近 秀 之 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
上 志 比 支 所 長	山 田 孝 明 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	坂ノ上 恵 美 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前11時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集いただき、ここに16日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

～日程第1 議案第29号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより第2審議を行います。

第2審議につきましては、理事者側に内容を通告しております。

1点目、総合政策課、地域未来投資促進事業について、2点目、シェアリングエコノミー活用事業について、3点目、移住支援事業について、この3点の第2審議を行います。

これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○2番（上田 誠君） 議長、順番は、1から始めるなら1から始める、2から始める、どちらから始めるんですか。1から始めるんですか。

○議長（江守 勲君） じゃ、一番上から始めます。

理事者側からの答弁を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） それでは、地域経済牽引事業補助金についてご説明申し上げます。

この補助金につきましては、地方創生推進交付金を財源の一部として執行する

ものがございます。

お手元、平成31年度地方創生推進交付金事業計画に基づきご説明申し上げます。

交付対象事業の名称でございますが、自然環境と共生した、伝統ある醗酵文化の集積による新しい空間「永（とこしえ）の里」プロジェクトでございます。

交付対象事業の背景、概要につきましてご説明申し上げます。

上の段ですが、A、地方創生として目指す将来像でございますが、「醗酵」をテーマとした体験型施設を整備することにより観光産業の成長を図るとともに、観光客の発酵食品の購入増加につなげ、また発酵関連産業への理解を深めることにより質の高い雇用を確保するとともに、発酵関連の食品加工製造業者への経済的波及効果も同時に図っていくというものでございます。

下の段、B、地方創生の実現における構造的な課題でございますが、本町の発酵関連事業者は、出荷額、付加価値を増加させており、特に町内の3つの酒造業を含む飲料関係事業者4事業の飲料関係出荷額は、町内54製造業全体のうちの13%、付加価値は18%と高い割合を占めています。しかしながら、ほとんどが小規模事業者であり、みずからの店舗以外に消費者に直接商品を訴求できる場や生きがいの需要開拓に係るノウハウを有しておらず、また従業員の高齢化も進展しており、新規販路開拓や後継者の確保が課題になっているところでございます。

資料裏面をお願いいたします。

C、交付金事業の概要でございますが、地域経済牽引事業の促進ということで、地域経済牽引事業者が、観光客の集まる「永の里」を整備し町全体の発酵関連食品を販売するとともに、発酵文化に対する理解促進を行うことにより発酵関連事業の新規需要獲得と雇用の創出を実現していくものでございます。また、地域経済牽引事業者が発酵文化、歴史を生かし、他の商品との差別化を図り、マーケティング等を踏まえ、訴求力の高い商品を開発するものでございます。

D、交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由でございますが、深刻な後継者不足である本町の伝統産業に発酵文化を集結させる拠点づくりの取り組みにより、発酵文化への理解を深め、発酵関連産業への就業を促進することによってでございます。

下段、本年度交付対象事業の概要でございますが、まず「永の里」ブランド化推進計画策定事業300万円でございます。地域経済牽引事業者が整備する「永

の里」において発酵関係事業者との連携を強化し、ブランド化推進のための計画策定を支援するものでございます。地域経済牽引事業者だけでなく、地域の発酵関係事業者との連携により連携を図ることにより、より発酵文化や地域文化の情報発信、発酵関連事業への理解促進、発酵食品の購入増加が促進されることとなります。

次に、醗酵商品マーケティング戦略策定事業200万円でございます。地域経済牽引事業者による「永の里」プロジェクトで開発する商品のマーケティング策定を支援するもので、具体的には、事業者が開発する販売価格帯、販路、PR手法等のマーケティング戦略を策定する費用を支援するものでございます。

最後に、「永の里」での広報等の整備費500万円でございます。地域経済牽引事業者が「永の里」内に建設する工房等で、新しいブランド推進と観光誘客、「永の里」での商品購入者の増加を見込める新製品開発を推進するための施設でございます。当該施設の建設及び設備に係る費用の一部を支援するものでございます。

以上、地域経済牽引事業補助金についてのご説明とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっとね、開会前にいろいろな資料をいただいたので、ちょっとそれを読むのが大変時間がかかるのと。

あと、本会議が始まる前に1時間半ほど、この牽引事業者の説明をいただきました。感想を言いますと、大丈夫なのかなというのが率直な感想であります。今回の説明の中でよく説明者から出てくるのは、非常に採算をとるところがやりにくいような、出にくいような事業に今取り組んでいるということでありませう。ただ、地域貢献をしたいという牽引業者さんの思いは非常に伝わってはきたのかなとは思っておりますが、という感想を述べさせていただきます、質問に入りたいと思います。

今、過去の2年間の交付金の実績報告が各業者から出ているのを見させていただいております。具体的に言いますと、牽引業者さんから出ているやつで、2年にわたりまして基本設計あるいは市場調査というものがあります。1つは、現実的に、この書面では出ているんですけども、実際に計画案、この交付金で基本設計とかしているわけですね。あるいは市場分析とかもしているわけですが、

そういうような資料、報告なんかもいただいているんでしょうかというのが1点であります。

それと、醗酵文化研究協議会にも一部交付金が出ております。ただ、今回の説明の中で、業者さんからの説明の中で、醗酵文化協議会の具体的な成果というところでは、実際に協議会に入っている発酵業者が新製品を出しているんですけども、自社についてはまだそこまでいっていない、あるいは、協議会は27年に設立をいたして、この「永の里」プロジェクトと直接的なかわりをつくったわけではないというような説明もいただいているんですが、そういう意味では、牽引事業者に交付金が出されたわけですけども、研究協議会にその一部が行っているということがこの事業の中での整合性がとれているのかどうかというのをお聞きしたいなと思っております。

それと、3点目には、この協議会がいろいろ、ここも発酵技術を駆使しながら新しい製品をつくるように研究しているんですが、そこは実際に、この実施報告書の中のほかにこういったものができましたというようなものが、何か確認を行政のほうではされているのでしょうか。

それから、4点目ですけども、多分、今回の補助についてであります。初めにブランド化推進計画策定業務ということで、発酵文化、地域文化の情報発信あるいは理解を促進していただくためにということなんです。やっぱり3カ年続いているわけですから、その延長上にあるんだろうと思います。そう理解をしているんですが、行政のほうでは具体的にこの事業でどのようなことの成果を得ようと目的をしているのかをお聞きしたいなと思います。

あわせて、5つ目ですけども、同じようにマーケティング戦略策定業務についても、この3カ年の中で、ことしはこういうようなマーケティング戦略であります。どのような成果を目的に、今回、業者は取り組んでいるのでしょうか。

その5点についてお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、第1点目なんですけれども、事業の成果というような形で、このような形で成果にしたものをいただいておりますので、こちらにて年度の成果を確認しているところでございます。

あと、醗酵文化協議会の設立が先で「永の里」の計画が後になったので、その整合性がとれているかどうかというようなご質問でございますが、醗酵文化協議会で発酵文化についてさまざまな研究を行っていく中で、情報発信の部分が非常

に弱いと、何かしなければならぬというようなご説明で、その発信の拠点として「永の里」を位置づけるというようなことをございましたので、十分整合性はとれていると理解しているところでございます。

醗酵文化協議会での成果の確認ということですが、同様に、醗酵文化研究会に助成した部分については、こちらの報告書と一緒に報告をいただいておりますので、そこら辺の確認はとれているところでございます。

本年度のブランド化推進の具体的な成果でございますけれども、いわゆる本年度が最終的なものですから、「永の里」での醗酵食品をどのようにブランド化していくか。先ほども申し上げましたが、パッケージングとかラベリングとか、あと1商品当たりの量、価格等をきちっとしたものが今年度中に仕上がってくるものではないかと考えているところでございます。

同じように、マーケティングの具体的な成果ということですが、やはり先ほども申し上げましたとおり、製品、どのような品質にするかとか、パッケージングをどのようにするか、価格、適正な価格であるのか、流通、どのような流通体系にしていくのか、販売促進、どのようなCMあるいはプロモーションにかける予算が、今年度中の事業で具体的なものが示されると考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） それと、今年度の交付金の中で工房等の整備費が出てたと思うんですけども、この工房棟というのは、ショップエリアの中にあるやつのことでしたっけ、それとも東エリアにあるものだったんでしょうか。ちょっと教えてください。

それと、協議会とこの事業の整合性の話ですが、今、この協議会と「永の里」は整合性がとれているということではありますが、例えばこのプロジェクトの中には、地元、本町かあるいは県内かはわかりませんが、さまざまな醗酵業者が集ってショップを出したいとかということもするということを言われておりますが……、ですよね。その協議会のメンバーにも地元の業者がいらっやいますから、その方々がこの「永の里」プロジェクトにも参画してくるということで理解すればいいんですよ。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、工房棟でございますけれども、先ほど配付いたしました平面図の東エリアのところの工場エリアの、「工場エリア」と書いて

ある文字があるかと思うんですけども、その右側、縦四角が2つになるところ、そこが工房棟になります。

それと、基本的に、ショップエリアに入るテナントさんと醗酵文化協議会のメンバーについては全てが入るとは限らないということでございます。あくまでも可能性は高いけれども、全ての業者がショップエリアに進出するとは限らないというような話でございました。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 全てとはということは、一部は入ってくるということで理解すればいいんですかね。何か先ほどの説明では、なかなかそこは明確には業者さんも示していただけなかったんですが、先ほど政策課長言われたとおり、この事業は、いわゆる「永の里」プロジェクトに対しての交付金を出しているわけですよ。それと、協議会の今研究している、あるいは新しい商品を開発しているということは、今の段階、そこに入っている業者さんがいろいろ開発して製品化して出していますよという業者さんのご答弁がありました。実際に「永の里」の入る、中心となる牽引事業者の商品開発のところまではまだ結びついてないというような話でした。

何となく、このプロジェクトと協議会が今やっていることとはちょっとリンクしないというような感じを私は受けたんですけども、十分関連があつてということの中で、今ほど私が質問したのは、この「永の里」プロジェクトの中にこの研究会のグループの業者さんも加わってきますよというお答えをいただいているというふうに理解すればいいんですか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） ショップエリアのほうへの進出というのは、いわゆるハード的なものとご理解ください。ここでの発酵食品の開発等に、どのような商品がつかれるのかとか、そういうような醗酵文化協議会の、いわゆる話し合いの中でのアイデアをもとにして商品開発を行っているとかというソフト的な側面での貢献が多いと考えているところでございます。

ショップエリアにつきましては、基本的にテナントさんを募集して、その方に営業していただくというようなことで、醗酵文化研究会の方が入る可能性もありますけれども、必ずしも入らなければならないというような位置づけではございませんので、その辺ご理解ください。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今の関連ですけれども、具体的に31年度の交付内容、今回、計画策定事業1つ、戦略策定事業2つ目、3つ目が具体的な工房整備費ということで3つ上がっているんですけれども、これまで29年、30年度は、きょう見せていただきました実績報告、酒造業者さんと、それから協議会に補助金を交付して、その実績報告が上がってるんですね。31年度のこの2つの事業、1つの整備費については、酒造業者さんもしくは協議会に対しての交付というところを、この3つの事業をどう捉えているのかお答えください。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 3つの事業をどう捉えているか……。

○10番（川崎直文君） どこに交付する。

○5番（滝波登喜男君） 事業者さんか。

○総合政策課長（歸山英孝君） 31年度ですか。31年度は牽引事業者さんのみを予定してございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 先ほど説明を受けて、ちょっと最初、感想という意味では、計画は常時変わっているということで、全体像はなかなか示しにくいんだという説明でした。その計画の全体像がわからないのに補助が受けられるというのがこの事業の特徴なんかと私はちょっと捉えたところですが、それがおかしいというのなら指摘していただきたいと思います。

そこで、1つ、この事業を進めていく上で、説明の中で町のほうから、真ん中にある町道の整備があるということでした。この事業に対する町の関連事業、町の持ち出しになる事業費はどれくらいだと見込んでいるのか。

2つ目は、いわゆる地元の人たちもどうなっていくんだろうという不安があるということをごちからから伝えました。しかし、アナウンスするといろんな声が出てきてなかなか進みにくいということで、そうはしていないという話でしたが、ここは、補助する行政が間に入ってきちっとしないと、それはやっぱり行政の補助責任を果たせないと思うんで、そこは第一に、もう早急にやってほしいと思っています。それが2つ目です。

3つ目ですが、完成した暁には企業誘致だということを町長は言われてますの

で、どういう支援が、具体的に幾らぐらいあるのかというのを示していただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、計画の核となる部分、いわゆる発酵文化の発信拠点というような位置づけは変わっていないということで、計画そのものは、発酵文化の発信拠点をよりよいものにしたいということで計画が変わっていているというようなことですので、核になる部分についてはぶれていないと考えておるので、そこら辺は、細かい計画そのものは多少の変更はあるかもしれませんが、核となる部分はぶれないというような認識でございます。

あとは、完成後の支援でございますね。まず完成後の支援は、町の支援のみ申し上げますと、固定資産税、建物と建物の敷地、あと償却等に係る固定資産税が3カ年間減免となります。あと環境整備の助成とか……、ちょっとお待ちください。固定資産税の減免につきましては、交付税に75%交付税措置されます。一般的な企業誘致ですと、固定資産税の減免については全額町費が持つんですけれども、地域未来投資促進法による地域牽引事業者指定されたので、75%相当については交付税で返ってくるというようなことでございます。あとは環境整備の補助金等がございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この地域未来投資促進法につきましては、企業誘致の一環でございます。じゃ、なぜ皆さん企業誘致をするのという話になりますと、まず企業誘致をしますと、そこに雇用が生まれて、また建物が建って税金収入もふえる。またそれを住民の皆さんにいろいろなサービスで還元する、町の原動力になる、そういったのが企業誘致です。その中で今、国がこの地域未来投資促進法を出したのは、国が認定をしたそういった企業に対して、この企業はさらにそこで起業をすることによって周りの波及効果が大きい、そういった地域を牽引する企業を認定をします。そして、永平寺町内でも福井県内でも数社この認定を受けている企業もございます。

今回、もう一つ、町が今、補助金を3カ年にわたって出していますのも、議員のほうから計画がちょっとぶれているのではないとかそういったお話もありますが、町としては、しっかりと国のほうの地方交付税の審査を受けておりますので、認められているから国が半額、半分補填をしてくれているということもご理

解をいただきたいなというふうに思います。

また、地域未来投資促進法をとられている企業の方が、今後この永平寺町でいろいろな起業をやりたいといった場合、先ほど政策課長が言いました、いろいろな特典と申しますか、を受けられていますと、例えば、いろいろな申請がちょっと簡略化できて、早く会議をすることができるとか、今ほど言いました固定資産税は75%を町に対して、事業者さんにとっては減免という、そういったサービスもあります。

そういった企業がこれから出てきますが、例えば永平寺町で地域未来投資促進法をとった企業さんが、またこういった形で支援をしてほしい、いろいろな提案が来た場合、しっかりと国のほうにその申請をします。そこで、やはり認められない場合、そういった場合はなかなかこういった支援ができるかどうかというのは、また町単でやるべきなのか、そういったのは検討しなければいけないと思いますが、なかなか、やはり国の許可と申しますかそういったのがないと支援ができないというのも現実でございますので、この計画につきましては、もちろん永平寺町の交流人口がふえる、そしてそこにいろいろな企業がまた集まってくることによってその地域のにぎわいを取り戻す、そういった大きな牽引の事業の内容になっていると思っております。

もう一つは、決してどここの企業だから町が便宜を図っているとか、そういったことではなしに、しっかりとその手順に乗ってやっておりますので、これがまた違う企業さんでも同じようなやり方で、しっかりとやっていくことはやりますので、その辺はしっかりと。うちらもそういうふうにしなないといけない時代です。またそういったのはご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 町道拡幅の事業費の見込みと申しますか概算額なんですけれども、これは当初と申しますか、当初予算で要求しようとしてたんですけれども、これが補正で対応しようということになったみたいなんです。そのときの数字は、僕、ちょっと見てはいるんですけれども、ちょっと記憶に残ってないものですから、また後日報告させてもらってよろしいでしょうか。済みませんが、よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時34分 休憩）

(午前11時37分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 「永の里」の関連事業といたしまして、建設課のほうで、ちょうど区域の真ん中に町道がありますけど、これの拡幅工事、これの概算事業費なんですけど、ちょっとまだ今手持ち資料がありませんので、また後日報告させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 事業者に対しては常々、地元の理解を得るように丁寧な説明をするように、指導ということまではいかないんですけども、お願いというような形でお願いしているところでございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 地元への説明の問題ですけど、いろんな意味で、情報発信とか理解促進、これは発酵の事業についてもですが、いわゆる今年度の一つの補助の中に入ってるんで、僕は、それはこの事業全体にもかかわること、この事業が進まない限りこれができないんですから、事業全体にもかかわることやと思うんですね。地元からもやっぱり「どうなるの？」という不安もあるし、業者がああいう言い方するというのは、僕ちょっと意外やったんですけど、そこらは行政が、さっき説明も聞いたはずですから、間に入ってやっぱり住民の不安を和らげる。僕は、地元説明というのは、地権者も含めた該当する集落への説明やと思ってますんで、地区説明はまた別として、それはきちっと位置づけてやってほしいと思います。その間に立つのが行政の仕事やと僕は思うんですが、うまくいっていないとしたら。

何でかといったら、農地転用とかそういうようなことも含めてこの事業の性格ではあるんですが、非常に特典の多い事業です。ある意味、進め方でいうと不安な要素もあるわけですね。だから、そういう意味では行政の責任やと言っているんです。それをぜひお願いしたいのと。

関連事業のことを聞いたのは、私、町長に企業誘致と聞いたのは、僕は企業誘致の意味はわかります。しかし、私が聞きたいのは、普通、企業が用地を買収したときに、例えばけやき台、けやき台を造成するときに取りつけ道路は誰が作りますかという話です。町道があって町道を拡幅したり、そういうことが地元からの要望があるんかも知らんですけども、それは企業の責任で、本来で言った

ら、工業団地でしたら、そういう環境整備というんですか、そういう用地、調整費も含めて単価に上乘せされるんです。この場合は直接買取でしょう。だからある意味、物すごく安いんですよ。それにさらに工事費用をつけるんでは、僕は前から言ってますけど、それは地元の業者やからそういうことが割とやりやすいんで、ほかから来た、本当に県外から進出した企業というところは、僕、工業団地を整備しろとは言っていないですよ。しかし、行政がもっと主導的にいろいろかめる、加われる条件づくりもしておかないと、特にこの地域未来法で5カ所ですか、促進法で指定された地域がありますけれども、そこらはそういうようにしておかないと、行政が、本来の工業団地ではなしに、安かった直接買った土地にさらに投資をする、開発者の責任でなしに投資をするというのは、それはいろんな起業促進のための支援がありながら矛盾はしませんかと言ってるんです、僕は。そこは十分考えなあかんですよ。

だから、それがもし幾つかの地元の業者とかよく知ってる人にしかできないような制度だとしたら、特定の企業に便宜を図っているという見方になってしまう可能性もあるということで、十分考えた、僕は、企業誘致のときにはその用地の確保について、行政との関係でね、そこは1回きちっと整理し直しておく必要がないか。私の言ってることがおかしいというのなら別ですよ。

しかし、宅地開発について言うと、その道路なんかをつくった造成費も含めた、その単価を売価にきちっと計算して土地の単価を決められるということです。それが企業の負担になるということです。そこはきちっと確保しとかんと、これから幾つもこういう事業が出てくると、それはやっぱりちょっと矛盾が生じてこないかということなんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、町道の拡幅工事なんですけれども、これは地元の下浄法寺区からの要望を満たすというものでございますので、今回、「永の里」の事業とは切り離して考えていただきたいと思うところでございます。

また、企業誘致につきましては、例えば今回の場合ですと、企業さんが多くの金を投資して永平寺町の税金を、今のところ土地だけですけれども、土地だけでも年間170万近く税額が上がってございます。当初3カ年は東エリアの部分については非課税になるんですけれども、そういうことも考え合わせますと、できるだけ協力していかなければならないと考えているところでございます。

今後、建物等のも何棟か建っていくと、さらに今後の税金が上がることになる

うかと思いますので、十分協力して取り組んでまいります。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ある程度の整備をして、そこにというお話もありました。これは一般質問でもありましたが、実は、町はいろんなところでそういうのができないか試算をしました。ただ、それを町がやりますと、やはり数十億の投資がかかってくる、そして、宅造のお話もありましたが、例えば宅地して町が造成していろいろやりますと、これで純粋に投資したお金で割って販売価格というのが出ればいいと思いますが、ひょっとしたらその価格では高過ぎる場合、さらに町が値段を下げて売る。その差額というのは、民間でいいますと赤字が出るというふうな話になります。

今回も、例えば町が整備をしてやりますと、民間と公とでは工事費のいろいろな単価設定とかそういったものも変わってくる中で、高いものになっていく。そして、そこに埋まってもらわなければいけないときに営業とかいろいろな経費もかかって、あいてると不良債権になりますので。そういったのを町としても一度検討したことがあるんです。こういうふうやって埋めたら、逆に高くなり過ぎて来ないんじゃないか、いろいろなそういった話の中で数十億の投資というのはなかなか厳しいものもありますので、今回こういったような形になっております。

町道の拡幅につきましても、もともと既存の町道を拡幅で、新設ではありません。そして、先ほど説明もあったと聞きましたが、ある程度拡幅分の土地は提供していただくという、そういった地域への貢献というのもちよっと考えていただいているのかなというのがありますので、また一般質問でもありました下水につきましては自社でやっていただくということにもなっておりますので、またご理解をお願いします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ちょっと僕の考えとは随分差があるんで。しかし、ほかのことも含めると、僕は全部、団地造成しろと言ってるわけでないんです。例えば取りつけ道路とか、その中に、その区域内に食われている町道なんかについての拡幅については進出企業の責任でやるとかということは、きちっとせなあかんです。

もう一つ、下水道を自分ですと言いますが、そうですよ、町民にとっては区域外やったら、今のところは下水引いてくれることはないんですからね。合併浄化槽に対する支援はありますが。そういうことも含めて考えると、それは僕

は、企業が来ることで、それへの支援はきちっと制度化してあるのはいいですし、それも整備するのはいいんですけども、それをもっと行政がかかわって効率的に、ほかの企業も入ってきやすいような整備をするためには、何か準備、この開発行為の中で教訓とすべきことは何かということをもっと十分つかんでほしいということです。そこを見間違えると、何かばらばらとおかしくなってきますよ。

民間の宅地開発については、民間が開発したところなんかはべらぼうに高い単価ですから、現実的に。行政がやったところは比較的安い。それは、清流地区なんかは非常に大きい人口を維持していくために貢献してると思うんですよ、行政の投資によって。その資金が、じゃ、回収されたかどうかというのは別問題にして、それらも町の未来を見据えた投資やったはずですよ。だから、僕は、企業進出の見込みのないところを全部造成しとけとか、そんなことを言ってません。地域指定したんですから、そこらについては、開発するときどういうことをしたら、町にとって、やっぱり業者と対等に話していけるか、支援も公平化されるかというルールとつくってほしいということをもっと言うてるんです。それがわからんと、私の質問している意味がなくなってしまうんですけど、わかっただけですかね。私の言ってるのが矛盾してる、おかしいというのなら、また指摘していただければいいですよ。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） わからんことないです、本当に。

ただ、どういうふうにも企業に永平寺町に来てもらうか。何でもかんでもというわけにはいきませんが、ちゃんと企業誘致を。1,750自治体が今みんな企業誘致を進めて、また議会の中から、住民の方々からも、やっぱりもっと企業を呼んで。この企業誘致というのはそもそも論になる、何で企業誘致をするのかと。先ほど言いました、雇用が生まれていろいろな、また税収もふえることによってまた住民の皆さんに還元する、そして交流人口が生まれてまた新たな産業が生まれてくるというのがあります。

引く手あまたで来てくれるとき、永平寺町じゃないとだめなんやという状態ですといろいろ整備をして取り決めをしていく。もちろん取り決めというのはある程度大事だと思いますが、今は需要と供給、どちらかというとも来てほしいというのが先に出ております。町としては、その中の一環で来やすい環境をつくらうということでこの地域未来投資法を制定して、5つのブロックに分けました。これも福井県が全体的に各エリアをつくったんですけど、永平寺町にやっぱり企業が

来てほしいということで、永平寺町は5つのブロックに分けて、それは申請をさせていただきます。まずは、企業に来てほしいという思い、企業誘致をしたいという思い、ここがこの地域未来投資法の一つになってる。

金元議員おっしゃるように、ある程度の取り決めというのは必要だと思いますし、今、既存の町独自の企業誘致の支援制度、こういったものもあわせて、やはり見直していくといいですか、これは大事だと思いますので、そこはまたしっかりとやらせていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっと一、二点お聞かせください。私も、いろんな方がおっしゃってるので、それに重複もするかもしれませんがお願いいたします。

ことしの補助対象が1,000万ということで、ここに書いてありますように、3つの事業に支援をするという形になってます。それでブランド化推進策定の事業ということで、先ほど説明の中にありましたが、これは発酵関連業者との連携を密にしながらそれぞれの連絡を図ることで、地域関連の発酵の関連に図ることで、先ほどはイメージの定着、イメージ戦略、それとかパッケージング、それからラベリング等のそういうものをきちっとしていくというのが一つの助成するということですが、今ほど課長の答弁にもありましたように、例えば年度末にそういうものが、商品化されたものがご提示できるという発想でよろしいわけですね。それが1点です。

それと、そのイメージ戦略のところ、例えば、これは全体的なところですので、先ほどちょっとありましたように、健康と美容のために発酵食品をと、まあまあそれはキャッチフレーズはどうかわかりませんが、そういうようなものとかのブランド化というものというふうに私は解釈したんですが、それが年度末にはきちっと商品化されて、それがPR効果に乗ってるというふうに判断すべきかということです。

それから、マーケティング。これも同じように戦略をするということで、PRの仕方、それから販路の拡大はどのようにするか、それから価格体系、例えばどういものが非常に売れているかという、そういうものを、ある面では牽引業者が開発する商品も含めて、先ほどの発酵文化協議会のそれぞれのメンバーの商品の販路とかそういうものをきちっと明確にするというふうな判断を私しているわけですが、それがどういうやり方をやるかというのが年度末にはきちっとご提示

できるというふうな発想でいるのが1点。

それから、例えばブランド化のそのところについてはわかりませんが、その牽引業者が、またそれをどこかの宣伝業者に委託してこういうものをつくるのか。そこらあたりもしもわかっているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、ブランド化でございますけれども、商品が具体的に出るのかどうかということではなくて、どのような方向性で行くか。例えば健康を表に出すんだとか、あるいは安心感を表に出すんだとか、何を差別化の目標にするかというような方向性が今年度をかけて出てきて、それが成果品というような形で、こういう方向性、こういう部分についてはこういう方向性ということで文書で提出されるものと考えております。

マーケティングについても同様に、このようなデザインの製品をどの価格にして、どのような流通体系をし、取扱店はここに絞るとか、あるいはプロモーションの費用はこれくらいかけなければならないのではないかというような、そういうような計画書の成果品としてあらわれてくるということで、商品としてはあらわれてこないと考えているところでございます。

この2点のブランド化計画策定とマーケティング戦略策定については、コンサルに委託をするというようなことを聞いてございます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 当然コンサルに委託で評価を願うかと私もそう持っていました。ただ、ただ方向性を示すだけでは、僕はある程度、どういうんか、薄いんじゃないかなというふうに思ってます。

町が今までいろんなイメージ、町自体のブランド政策なんかでは、例えばここはどことこのゾーンですよ、ここはどことどこだと、ある面では広告会社にきちっと委託して、皆さんのそれぞれの地域の連絡 をとりながら商品化していくということで、ある程度、その文書だけじゃなくて商品化する。例えば、町が今まで推進してきましたSHO J I Nのブランド化についても、最終的にはそれを商品として、また目に見えるものとして提示してますね。それは、今までブランド化推進事業が、町が何年かけてお金を入れて、3年なり5年かけてブランド化をしていく中で、最終的にはSHO J I Nというあのポスターの中、また業者にも いる中から商品をつくり上げて、それを媒体として広告宣伝し、いろ

んな形に載せてってPRし、販路を拡大していくという手法をとってるわけですね。今回も、ある面では、ここで言うブランド化推進策定であるとかマーケティング戦略のこれであったら、ある程度そこまでを商品化していくというのがやっぱり必要じゃないかというふうに私は思います。

ただ、その方向性として、これだけだよという文書だけで示すのがその策定事業ではないと私は思ってるんですが、そこらあたり見解が違うんかもしれませんが、私はそう思って、今までが町がやってきたブランド化促進事業の成果はああいう成果であるけれども、これの成果もそういうふうに見える形の成果が必要かと思うんですが、再度それについて確認をしておきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、当該事業者ですけれども、製品化に関する思いは非常に強いものがございます。だから、安易な製品を世の中に出したくないという意味合いが、そういう思いを非常に強く感じているところでございます。あくまでも、商品を急ぐと安易な商品になる可能性が出てくるということがありますので、商品化はじっくり腰を落ちつけて行いたいと。

ただ、ブランド化の方向性あるいはマーケティングの方向性については今から考えておかなければならないので、その方向性を模索するために、今回、当該事業で計画策定、戦略策定を行いたいというような考えでございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 町が進めて、商工会がやっていただけてますSHOJINにつきましては、今、町の全体としてのブランド、「皆さん参画してくださいよ」。決して「SHOJINのブランドを使いなさい」ではなくて、それに参画して自分らもみんな連動して新しい商品つくって、そしてブランド協議会の皆さんでんどん発信していこうというのがSHOJINブランド。

今回のこのメーカーさんは、自分のブランドを、新しく発酵とかいろいろやる中で、どういうふうに戦略を持って商売につなげていくか。ここはそういった戦略の中での、そして発酵関係のいろいろな品物をどういうふうな戦略を持って、じゃ、今のメーカーとどうつなげてやっていくか。それは、企業独自が今まで長年やってきたブランド戦略の中でどう結びつけていくかというのを調査する。その内容というか、町が「こういうふうなブランド戦略をしてください」とか「こういうふうにしてください」とかというのはなかなか言えない。企業独自のやり方がある。

ただ、今、SHO J I Nをやっていますので、いろいろあったときにはSHO J I Nに参加しませんかとか、そういったことは町としてはできるかなと思います。やはりその企業の経営のオリジナリティとかそれがあるから今まで成り立ってきたというのもあると思いますので、そこはやっぱり尊重していかなければいけないというふうに思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 町長の言ってることもわかりますし、何もそれはあれですが、やはりそういうブランド推進の事業というものをうちは補助をするわけですから、例えば最終的に、今言うSHO J I Nというのは、さっき言った個別の商品じゃなくて、全体のブランド名をSHO J I Nにしたというわけですね。同じように、こちらブランドの中での見えるもの、例えば「方向はこういう方向ですよ」と方向だけ示して中身がある程度示されないというのは、私はおかしいんじゃないかということで、今言う永平寺を例えれば、SHO J I Nというブランドが大きな永平寺のブランドを示したように、今回の永のプロジェクトでは、こういう大きなブランドというんか、その見方がある、それに対しては見える化しないとだめですよというんで僕は言ってるんです。ただ「方向はこっちですよ」と方向だけの言葉で言ってるだけじゃなくて、見える化もきちっとしてほしいのを、やはり行政としても僕は要望すべきじゃないかということで質問させていただいているわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 先ほどの説明にもあったかと思うんですけども、酒かすを使った焼酎づくりについて言っておられまして、具体的に言うと、それをブランド化していくんであるかと思います。

ただ、やはり先ほども申し上げたとおり、出すんであるならば、よそに負けない差別化したものを出さなければならないので、具体的なブランド化した商品を示すためにその焼酎づくりを急ぐことは本末転倒になってしまうというようなことで、具体的にイメージはできるものはあると考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） この事業につきましては、先ほど全協での説明もございましたが、町内の発酵食品を生産している、製造している各事業者様と連携して、と

もに発展したいという、今この事業を進めている事業主の思いがあるというふうにご説明をお聞きしましたが、それを受けてか、町の意向がそうだったからか、行政が進めています地方創生推進交付金のこの事業説明につきましても、認定事業者だけでなく、地域経済牽引事業者だけでなく、地域の発酵関係事業者との連携を図ることで発酵食品の売上増大とか、あるいはそこで働く、本町で働く就業人口の増加が地域経済を牽引していくというふうな説明でこれを推進されてきましたが。

そういう考え方でいけば、「永の里」という大きな発酵食品、酒とかみそとかしょうゆ、焼酎あるいはそれをおいしく味わうための料理の開発等々を今「永の里」というプラットフォームをつくって、そこでプレーヤーを集めるという事業だというふうに考えますが、そこへ、プラットフォームの上へ上がるプレーヤーをぜひ町内で、いろんな発酵関連の食品をつくってらっしゃる方、あるいはそれをおいしくいただくための食品をつくってらっしゃる方がそのベースに、土台に上がれますように、そしてそこでプレーができるように、ぜひ行政のほうも説明責任を果たしていただいて、結局最後は1社だけにならないように、せっかく一般財源も使ってますし、何年間かの一般財源もありますし、その後の固定資産税の減免もありますので、そういうふうにこの事業は進めるべきではないかと思えますがいかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） ショップエリアとかフードエリアへのテナントさんについては、当該事業者さんの社長さんはかなり顔の広い方で、都会の有名ショップとかですと割かしすぐ埋まりそうな雰囲気はあるというふうなお話でした。

しかしながら、地域貢献、地域の業者にしたいという思いがあるということですので、これは民間事業者さんがやることですのでどのような結果になるかわかりませんが、多分、地域の事業者さんでテナントさんは埋まることになるのではないかなと。今までのお話というんですか、の雰囲気からいいますとそういう方向性になっていると考えているものでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私は確認を2点させていただきたいんですが。

本日お預かりした資料の裏面、下のところに関連事業の概要ということであるんですが、この先行型交付金を活用から始まる右側に空欄があるんですけ

ど、これはただのすき間なのか、何か意味のある空欄なのかがちょっとわからなくて、それを確認したいというのが1点です。

もう1点が、他社からの推薦によって認定された地域経済牽引事業者が地域未来投資促進法に基づいて国と町から補助を受けるということで、今回の件に関しては、国が先に交付を決めているということですが、国側も、本日お預かりしたこの資料と同様の内容を確認して地方創生交付金の決定を決めたのかどうかというところを確認させてください。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、関連事業の概要の欄なんですけれども、関連事業がある場合はここに丸印をつけて、こういう事業に関連してますよというよな説明の欄でございます。

また、地方創生推進交付金事業については、こちらに説明させていただいたAからDまでの事業の背景、概要に基づきまして交付決定がなされるというものでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 奥野議員の質問で説明責任を果たすべきということで、私も同意見なんですけれども、先ほどの牽引事業者さんのお話の中でも、テナントへの出店の投資ということがちょっと難しいような状況であるというような少しお話もあったんですけれども、それに対して今、この実施計画の中にある地元の構造的な課題の部分、小規模事業者の高齢化、後継者問題、新規販路開拓ということがとても課題であるということに対してのこの事業ということもあると思うんですが、小規模事業者さんには体力がないということでテナントに参加されないということになる可能性もあるのだろうと思うんですが、永平寺町としてのフォローですとか、今後の展望、展開に対する考え方というんですかね、フォロー一体制というかそういったものは考えられていないのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） この事業は、そういうような事業に取り組むことによりまして、体力のない小規模事業者さんが、事業の開拓や消費者に直接商品を訴求できる場などのノウハウを有していないというようなことでございますので、そこら辺は当該事業での発酵文化の情報を発信することによりまして、間接的ではございますが、これらの構造的な問題を解決することになるのではないかと

など考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ、次に、シェアリングエコノミー活用推進事業についての答弁を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 引き続きまして、シェアリングエコノミー活用推進事業について、質問の細かいのをいただいておりますので、それに伴いましてご説明申し上げます。

まず、国庫委託金がなくなった場合の事業の関連サイクルはどうなるのかというようなご質問でございますが、次年度以降のランニングコストのことだろうと思いますが、T A B I C Aサイトに作成した体験型旅行商品をアップした後は、基本的には費用の発生はございません。

といいますのも、それならT A B I C Aはどうやってもうけるんやというような話になろうかと思えますけれども、まず作成した体験型旅行商品には、体験に要する料金を設定します。旅行者いわゆる体験したいという方がその商品に申し込み、料金をT A B I C Aに支払うこととなります。支払われた料金のうちの20%分がサイトへの掲載サービス手数料としてT A B I C Aに入ります。また、10%分が料金徴収や報酬支払いの決済手数料として、これもT A B I C Aのほうに入ります。差し引き残りがホスト、いわゆる体験の提供主に報酬として支払われることとなります。また、今回の事業につきましては、ホストに支払われる報酬の一部をコーディネート料金としてまちづくり会社のほうへ支払われるような、そのような仕組みを考えているところでございます。

続きまして、T A B I C Aに支払う費用は発生するのかというようなご質問でございますが、さきにお示ししました見積もり中、プラットフォーム・プロモーション業務200万円が、今年度T A B I C Aに支払う費用でございます。大学生がブラッシュアップしコンテンツ化した体験型旅行商品を、最終的にはプロの感覚で購買意欲を喚起するようなものに仕上げる作業、それとか、商品に付加価値をつけ、より魅力あるものにするためのブラッシュアップの作業の際のアドバイス等をお願いすることになろうかと思えます。

ポケットW i－F iやタブレットは事業終了後どうなるかということで、ポケットW i－F iにつきましては、機器をお返ししてレンタルを終了することになろうかと思えます。タブレット端末は、町で使用することになろうかと思えます。

成果報告書400部の発送先はということでございますが、この事業で関係した地域住民の方々あるいは関係機関への配布を予定しております。また、事業終了後、永平寺町での事業報告会を予定してございますので、参加者への配布を予定しているところでございます。

地域資源継承まちづくり調査、一体どこが調査するのかということでございますが、早稲田大学の有賀研究室の教授、学生10名、それと、研究協力をします立命館大学の永野ゼミの准教授と学生11名が永平寺町内に入り、これをまちづくり会社がフォローし事業を進めてまいります。事業終了までに、毎月1回1泊から2泊しフィールドワークを行う予定で、延べ100名が来訪する予定で、7月以降の事業終了までの旅費、宿泊費等となります。

また、自主的な研究としては、5月に2日から6日まで、早稲田大学5名、立命館大学の准教授と学生3名が永平寺町内に来訪し、ホストと面会し情報収集いたしました。同じくまちづくり会社と町とで情報の交換を行ったところでございます。今月も7日から9日まで、早稲田大学の学生5名と立命館大学の准教授、学生5名が永平寺町内に来訪し、文化財保護委員会等への参加やホストへのインタビューを慣行したところでございます。これにつきましては、当該事業は使用せずに全て学生たち、大学側の自腹ということで来ております。今回の補正がお願いしましたら、このような形で旅費、宿泊費を助成する予定でございます。

どのようなことを行うかといいますと、都会の若者の観点からフィールドワークによる素材、ホストの発掘を行い、みずから発掘した素材や永平寺町あるいはまちづくり会社から提供のあった素材等が体験型観光商品になり得るかの検討を行います。体験型観光商品になり得ると判断した場合は、素材の提供者であるホストとまちづくり会社の仲介によりコンタクトをとり、その素材についての聞き取り調査を行います。聞き取り調査をもとに付加価値の可能性を探るためなどのブラッシュアップについて、まちづくり会社を交えて検討いたします。ブラッシュアップした体験型旅行商品を、再度ホストと面会し、内容の変更が受け入れられるものであるか、実現可能であるものかの確認を行います。このような形で何回かホストと面会することにより、あるいはまちづくり会社と検討することにより、徐々に体験型の旅行商品を仕上げていくこととなります。また、いずれかの段階でコンテンツに掲載する写真、インタビューなどの動画の撮影も行われることになろうかと思っております。実現可能であると判断された場合は、体験型旅行商品はコンテンツ化の作業を学生たちが行い、最終的にTABICAに仕上げてもら

い、TABICAのサイトへアップすることになります。

プラットフォーム・プロモーション業務の国の 支援はどのように考えているかということで、体験型旅行商品の代金の中には、TABICAへの掲載手数料、決済手数料が含まれていることにより、一度TABICAのサイトへ掲載してしまえば以降のランニングコストはかからないことは、先ほどご説明したとおりでございます。また、作成したコンテンツ内容を変更した場合でも、自分で変更を行うならば費用は発生しません。

今回の事業でホストとTABICAをまちづくり会社がコーディネートすることにより、まちづくり会社に仲介手数料が収入される仕組みをつくりますので、TABICAサイトへの掲載、それでもって全て終わりにするのではなく、ゲスト数をふやしていくようなPR活動、コンテンツをふやしていくような作業については、今後はまちづくり会社を中心になって担っていくことになるということでございます。

以上、シェアリングエコノミーの答弁とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ありがとうございます。

内容を一応事前に、いろいろお聞きする内容を質問しておきましたので、丁寧にお答えいただいて、ありがとうございます。

私の疑問のところを結構答えていただきました。今回のこの事業、これは総務省の事業で、当面、永平寺町の、ある面では、ここで言うと見えるもの、見えないものの資産をいかに活用していこうかというのが総務省のあれで、これが今後の地方の経済発展するというような内容が書いてありました。当町は、まちづくり会社と永平寺町、大学、そういうような産学官協働でできるということで確認したわけですが、そこで見積書、運営の形態がありました。

そこで、ちょっと一、二点、ご回答いただいた中から確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、1点です。今ほどお聞きしましたように、いろんなWi-Fiのところ、タブレットについては今後発生しないということで確認をさせていただきました。それから、印刷製本については、今後のいろんな報告、またいろんな事業形態の中での報告書に使うということも確認させていただきました。

広告料について、これが今30万あります。これは多分ポスターを、2種類だったかな、何枚ぐらいつくって、それは看板制作、これはホストのところの看板制作なんかはちょっとあれですが、そういうものを永平寺町内に立てる、それからポスターについては全国に配布するのか。そういう面でちょっとそこらあたりの内容について、もしも広告費のところにあつたらお知らせください。

それから、400万の、これは早稲田大学、それから立命館大学の学生さん方にそういうふうな作業をお手伝い願うのでということで了解をしました。私、ちょっとこれで心配したのが、そういう形で大学生の方が見えて非常ににぎやかになるのはうれしいことなんですが、これを更新、先ほど更新するのは、自分でするには費用はかからないとおっしゃってましたね。その更新するのに町がどれだけ絡んでくるのか。例えば更新費用として出す場合に、先ほどのまちづくり会社さんの今後の、さっき言った仲介手数料の中からそういうものの更新の費用も全部見ていくのか。そして、この中に地域プロデューサー事業で150万、これはまちづくり会社さんが運営の今回の費用になってます。これは私いつも、前からもちょっと言っていたんですが、まちづくり会社さんが今後、町長も言ってますが、独自でいろんな形で収入を得ながらその運営をしていくということで人件費も賄っていきますよということになりますと、1年間は150万出るんですが、その人を1人雇ってる形の方が2年後以降に、なら、そのTABICAのサイトでほんだけ収入があるとは私、ちょっと素人の考えですが、できないんじゃないかと思しますので、そこらあたりの事業負担。要は、まちづくり会社の運営にかかわる事業負担が、ある面では町に発生してこないかというのが2点目、ちょっとお聞かせいただきたいというのがあれです。

それから、今の中で、ホストとの中でのいろんなやりとりをやっていっていただけるというんですが、それは今後、全部まちづくり会社さんが担っていくのか。まちづくり会社さんが担うのであれば、見合う費用の面、人の面、そういうのはどこが、全部まちづくり会社さんの、TABICAのあっせん料で賄うつもりなのかというと、私はそこに非常に大変さがあるんじゃないかと思って、町とのかかわりが出てくるんじゃないかというのを懸念しているわけです。そこらあたりを3点目としてお願いしたい。

それから、TABICAさんにアップしたやつは生涯ずっと残るわけですか。ある程度契約で、5年契約ないし6年契約、10年契約でなくなるというものじゃなくて、常にそれがずっと掲載されていくのか。その更新を、例えばコンテン

ツをつくったりするわけですが、当然、課長が自前やとただと言ったのは、その自前というのは、誰がどういう形であるのか。まちづくり会社さんがするのか、ある面では町のそういう費用形態が商工観光課の中で出てくるのか。そこらもあわせてちょっと、今後のその発展の仕方をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、ポスターの件ですけれども、これはやはり永平寺町へ来ていただかなければなりませんので、県の東京事務所とか大阪事務所とかを通じまして、都会の方々の目に届きやすいような、そういうようなところでの掲示を考えているところでございます。

また、今後のことということでございますけれども、やはりまちづくり会社がこの仲介手数料で運営できるような、そういうような仕組みづくりをしていきたいなと考えているところでございます。ちなみに、TABICAに個人で掲載して一月100万ほどの報酬を得ている方も現におられるというようなことでございますので、できるだけよいコンテンツをできるだけPRして、まちづくり会社の安定的な収入の一つになったらいいなと考えているところでございます。

今後につきましては、早稲田大学もこのシェアリングエコノミーの事業について長期的に取り組んでいくというようなことでございますので、今後、コンテンツの作り直しとかについては、早稲田大学の協力を得られることになろうかと思えます。また、このような、もう少し規模は小さいんでしょうけれども、今回この事業が採択されなくても、早稲田と立命館は永平寺町内でシェアリングエコノミーの事業に取り組むと。ただ、このような大規模なものにはならないけれども、取り組んでいくというようなことは聞いてございますので、今後の来年度以降のコンテンツの問題については心配していないところでございます。

常に掲載されるのかということでございますけれども、基本的に、今のところ常に掲載していくというようなことを聞いてございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 3年前に早稲田大学がこの永平寺町に初めて、4年前やったかな。4年になるか。最初は地方創生交付金、100%あった一番最初のそれで学生さんとの交流が生まれました。

その後ずっと入っていただきまして、次年度からは、実費といいますか、学生がこの永平寺町を一つのモデルにして、そのゼミが自分たちの勉強に生かしているということで、ずっと毎年自己負担でこの永平寺町に来ていただいて、いろいろな町民の方と交流をしていただいて、また昨年もいろんな提案で「こういうのをしたらいいんじゃない？」とか、地元の祭りに一緒におみこしを担いだりしてくれたり、文化とかそういったのをやってくる中で、今回、こういったシェアリングエコノミーの中で、より具体的に、地元でどういうふうに永平寺町のそういった体験型のそういったところにスポットを当てて、そして永平寺町の収益、またそこでやられている方の発信、こういったことをつなげていこうという流れで今回のシェアリングエコノミーというのがありますので。

前提が全然違うのが、「今これをやるから、どここの大学さん一緒にやりましょう」ではなしに、実はこの下地があった中でこのシェアリングエコノミーが生まれてきている。また、その学生たちが卒業して、また後輩に引き継いでという形ができていますので、地域の方々とも親しみを持って交流していただいている中でのこういった事業ですので、大きな期待をしているところであります。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私、心配するというんか、ある程度こういう事業が、要は町の採択を受けて、ある面では今まで大学が実費でやっていたのが、ある程度費用もつけられる、そしてそれを運営するに当たってのまちづくり会社さんの基礎となる底辺の一番最初の取っかかりの費用も出てくるという面では、非常に期待しているところであります。

ただ、私が今後その中で期待するところは、この事業が、例えば1年で終わりました。その中で、先ほど言いましたように、まちづくり会社さんのその運営に係る費用が、果たしてその対価でできるかといったら、なかなか僕は難しい面もあるんじゃないかというふうに思ってるわけです。それに対して、町がどういう形でその支援をしていくのか。それもある程度方向性を出さないと僕はだめだと思ってるんですね。それが、例えば費用負担なのか、どういう形になってくるのかというのは、町もやっぱり見通しをしとかなないと、結局尻すぼみになってしまうんでは元も子もないというのが1点です。

それと、その活用の仕方が、先ほど言ったように、まちづくり会社さんに100%やってしまうのかというのが1点と。

それと、今、TABICAさんで、ことしは200万のコンテンツの制作費用

があるわけですね。課長の答弁では、それがこちらでやる分やったらただやというふうにおっしゃってるんですが、そのコンテンツをまた変えたりする費用というのはまちづくり会社さんが捻出するのか、そこらあたりが非常にあれがあるので、先ほどから何回も言いますが、町のかかわり方はどうなるんですかというところが聞きたいわけです。

もう一つ。最後に、交流人口が関係人口の評価にしていくように、それが成果というような形で見てると思います。その成果の評価を、なかなかどういう形で評価するのは難しいと思うんですが、ある面ではその提供業者の方々がどんだけ人が入ってきて、どんだけふえたよというふうな形のところとか、ある面では、町がそのグランドデザインの中でどういうふうな形にまちづくり会社とともにそれをやるんだというのを、ある程度見通しがあるのであれば、私はそういう面も少し、絵に描いた餅かもしれませんが、きちっと示していくべきだなと思うんで、そこらあたりの成果の評価というんですか、ここには関係人口の評価につなげていくとなっていました、そこらあたりの方向性もある面では示すべきじゃないかと思うんで、その2点についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 次年度以降のまちづくり会社のかかわり方というようなことでございますけれども、やはり事業に取り組むならば、次年度以降、まちづくり会社が単独で取り組めるようなものに、それくらいのものにつくり上げていかなければならないと考えているところでございますので、次年度以降はしっかりまちづくり会社が、これだけで赤字を出さずにやっていけるんだというような、そういうようなものまでを目指していきたいと考えているところでございます。

また、交流人口から関係人口ということで、どれくらいのビジョンを示せというようなことでございますが、まずこのTABICAサイトなんですけれども、やはりいいサイトは右肩上がりだそうです。というのは、いわゆる経験した人のフォローというんですか、コメントがサイトで見れるんですね。旅行に行きたい人はコンテンツを見るだけでなく、その旅行を経験して、ここがよかった、ここがよかったというような、何人もの人を見て、そこに行きましょうというような傾向があるようでございますので、いいものさえつくれば、初年度はよくても次年度以降だんだん利用者が伸びていくのではないかなと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 基本的にこれは個別事業者、例えば体験農業をしてみたいとか、何か手づくりを商売の中でやってみたいとか。よその事例ですと、餅つき大会とか、自分の菜園でつくった野菜をとってきてカレーライスをつくる、そういったのが人気らしいです。

なかなか個人の方では、どうして発信したらいいかわからないとか、いろいろ悩みがあったと思いますが、今回、そういった中で大学生がアドバイスをして、こういったのは都会の人が受け入れる、またそういったやりたいというのをこのTABICAというサイトに載せることによって、いろんな日本中の人が見て体験やってみたい、地域の人と話しながら旅行に行ってみたいというニーズを掘り起こしていこうというのが今回のことです。

「じゃ、町はどういった支援をするの？」という話になると思います。まず、このシェアリングエコノミーが認定されたということが、大きな皆さんの横のつながりになるという、今回、1,000万近くの国からの支援をいただきますので、それがあって新しい市場をみんなで作っていかうというのと、もう一つ、やっぱり大事なのは、載せれば人が来るのではなしに、そこのコンテンツがしっかりどういうふうなのをしたらお客さんが来てくれるかというのを、学生さん、また地域の人たちと一緒に考えていく、そういったきっかけにしてほしいなと思います。

町は今、観光物産協会とか商工会とか、例えば中部漁協とかいろんな団体さんに、今、早稲田の学生がこういうふうに入って、こういうふうなサイトを使って人を呼び込もうとしているので、何か体験型のそういったのをやりませんかという、もちろんそこにやる気がないとだめな話なんですけど、そういったことをしっかりと宣伝していく。ことしじゅうに学生と話して載せるかどうか決めていくというふうにしていければ、また新しい市場が広がるかなというふうに思っております。

それと、まちづくり会社の運営につきましては、これはTABICAもお金がかからないというのは、やはり申し込んだお客さんの料金の中に、TABICAの運営費も、そしてまちづくり会社の運営費も、もちろんサービスを提供する町の方のお金も全て入るという形になりますので、赤字というのはなかなか考えられないかな。ただ、これが人気なことになってきますと人を増員するとか。それは収益に応じて考えていく、そういった話になるのかなと思いますので、またよ

ろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ、次に、移住支援事業の答弁を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） それでは、移住支援事業、移住支援事業補助金についてご答弁申し上げます。

まず、ふくいUターン就職ネットへの積極的な企業登録及び求人登録をしているが、具体的にどのように行っているかということでございますが、まず福井県でございますが、企業向けに作成したチラシ、きょうお手元に配付したかと思えますけれども、そちらのチラシでございますけれども、それらを活用いたしまして、商工会あるいは雇用協定を締結している福井労働局などの協力を得ながら企業登録の拡大を図っているところでございます。

永平寺町におきましては、商工会の協力を得ながら、お手元のチラシを一部永平寺町版に加工しまして、商工会の会員企業さん、商工会のほうから全会員さんに通知をするという機会があるということですので、その中にそのチラシを入れさせていただこうかなと今商工会と協議しているところでございます。

永平寺町の企業登録の目標を12社としているが、最終的な登録数の目標を教えてほしいということでございますが、この12社というのは、平成31年4月現在の町内企業のふくいUターン就職ネットへの登録の実数でございます。

永平寺町内の企業さんの求人の傾向といたしましては、繊維産業あるいは福祉関連産業が多数を占めているものと聞いてございます。求人を求めない企業にとってもネットへの登録というのは必要なことなんですけれども、求人を求める企業の数は常に変化してございます。1名求人を求めていた企業が1名入社すれば、もうそれは求人が必要なくなったというようなことで常に変化しているということ、あるいは季節によりましては企業数が変わってくることを考えますと、登録数の目標設定は非常に難しいものと考え、あえて目標は設定してございません。

えい坊くんのまちづくり会社は官公庁に該当するかとのことでございますけれども、地方公共団体が出資している場合は官公庁等に該当します。すなわち、ふくいUターン就職ネットの登録はできないということになりますので、よろしくお願いたします。

福井県は、ふくいUターン就職ネットをどのように東京在住者にアピールして

いるのか、福井県の現在の取り組み状況はということでございますが、福井Uター
ンセンター東京事務所というところがございます。そちらで福井への就職の相
談などを受けたときには当該ネットをご紹介したり、あるいは福井県が嘱託して
東京に配属されている人材開拓員というのがございますが、そちらの方々を通じ
まして東京都内の大学などに紹介をしているところでございます。

移住支援については以上でございます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ご回答いただいて、ありがとうございます。

特に県が行っている東京在住者へのPRということで、今そういうふうにされ
ているということで理解いたしました。

私のほうでもちょっと調べさせていただいたんですが、そのホームページなど
を福井県のほうで単独でつくられていて、そういった支援金のことも紹介されて
いたんですけれども、少し、例えば、TABICAのようなプラットホームにな
っている全国版の移住・交流推進機構さん（JOINさん）のホームページがあ
るんですけれども、「移住支援」と検索すると1番目に出てくるものなんですが、
こちらのほうを拝見しますと、北海道から沖縄までの市町村が、各市町村の移住
支援であるとかに及ばず、子育て支援ですとか住宅取得支援であるとか全てそう
いうものを掲載しているサイトなんですが、それがエクセルでダウンロードでき
るんですけれども、これを見ますと、福井県については福井市とおおい町のみが
掲載している状態になっておりまして、福井県全体で入っている状態ではないし、
永平寺町も入っている状態ではないということで、もしよければ、永平寺町独自
としてもこういったところへの掲載なども考えていただけたらなと思いますが、
いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 大変いいお話をいただきました。

費用等の発生等もちょっと心配な部分がありますので、掲載を目標にちょっと
調べてみたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第29号、令和元年度永平寺

町一般会計補正予算についての第2審議を終わります。

お諮りします。

本件について、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付すことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 0時 分 休憩)

(午後 0時 分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす6月12日を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、あす6月12日を休会とします。

6月13日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 0時46分 散会)